設に滞在中の者に伝達し、帰宅(退館)を促す。

【職員参集】

- 非番職員は、自分や家族の安全を確認後、あらかじめ定めた行動手順に従い、 必要に応じて自主的に参集する。
- 夜間や早朝、施設の休業日の場合、当直職員は、あらかじめ定めた行動手順により、必要に応じて緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。
- 連絡をとれなかった職員には、連絡調整員が引き続き、連絡に務める。

【避難指示等への備え】

- 各班員は、屋内退避又は避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し合う。
- 安全確認員は、万が一の避難に備え、施設内に残っている者がいないか、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、残っている入館者がいた場合は状況を説明し、早々の帰宅を促す。また、障害物があった場合は除去する。

【職員の退館】

- 安全確認員は、入館者全員の退館が確認できた段階で、統括者に報告する。
- 統括者は、施設内の全ての入館者が退館したと報告を受けた場合は、各班員にあらかじめ定めた行動手順に基づき退館準備を指示し、市町村災害対策本部に連絡し状況を確認したうえで、職員に帰宅を指示する。

屋内退避指示が出された場合の職員行動手順(例)

施設名 ◆◆◆◆

△△年△△月△△日策定

職員は、屋内退避の指示が発出された場合は、施設内に残っている入館者を速やかに、落ち着いて施設内の屋内退避場所に誘導するとともに、必要な物品を搬入し、以下に掲げる措置を講じる。

【活動概要】

- 副統括者は、各班員に指示し、入館者及び職員の人員及び施設設備の安全を 確認し、統括者に報告する。
- 安全確認員は、屋内への外気流入を防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを 閉め、窓には目張りをする。外気導入型空調設備、換気装置を止める。
- 応急物資員は、食品にはフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。
- 応急物資員は、飲料水を密閉できる容器に入れ、確保する。
- 避難誘導員は、入館者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるととも に、経過観察する。
- 避難誘導員は、入館者を窓際から離し、できる限り屋内退避場所の中央に退避させる。
- 統括者は、入館者、職員及び施設設備の安全が確認された時点で、各班員を 指揮して避難準備を指示する。

【情報収集・報告】

- 連絡調整員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等による原子力事故に関する情報(トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応)に留意し、継続的な情報収集を継続する。
- 連絡調整員は、市町村災害対策本部の担当窓口に連絡し、屋内退避完了と、 退避した人数、入館者の状況、物資の備蓄状況や要請事項等を報告し、その後 の指示を受ける。
- 連絡調整員は、収集した情報や市町村からの指示事項を統括者に伝えるとと もに、施設の現状と合わせホワイトボード等に記載する。

【避難指示への備え】

- 連絡調整員は、市町村災害対策本部の担当窓口と連絡を密にし、事象進展に 伴う避難指示に備え、避難先、避難経路、避難手段の情報収集を開始する。
- 応急物資員と避難誘導員は、入館者の避難に必要となる資機材(搬送用車両、車いす、ストレッチャー)と人員を確認し、不足する分は市町村災害対策本部に連絡調整員を通じて支援を要請する。
- 連絡調整員は、必要に応じて消防本部等に必要な人員と資機材の応援を要請する。
- 各班員は、速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の 準備、点検を行う。

避難指示が出された場合の職員行動手順(例)

施設名 ◆◆◆◆

△△年△△月△△日策定

職員は、避難の指示が発出された場合は、自家用車等で来館した者を除き、市町村災害対策本部から指示のあった一時集合場所等へ速やかに、落ち着いて入館者を誘導する。また、避難準備が完了するまでは施設内に留まることに留意する。

【活動概要】

- 連絡調整員は、市町村災害対策本部の担当窓口に連絡し、避難指示について は集合場所、スクリーニング実施の見込及び場所、避難先、避難経路、避難手 段等、避難にかかる具体的な手順を確認し、その後の指示を受ける。
- 統括者は、連絡調整員からの報告を受け、副統括者及び各班員に対し状況に 応じた的確な指示を行う。
- 安全確認員は、あらかじめ定めた行動手順により、火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- 応急物資員は、携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。また、 入館者及び職員に避難中に使用するマスク等を配布する。
- 避難誘導員は、入館者に状況を説明し、落ち着かせながら、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、避難先まで誘導する。
- 入館者の避難誘導は、各班員が避難誘導員に協力して行う。
- 連絡調整員は、避難開始時に避難人数、避難手段等を市町村災害対策本部に報告する。また、避難完了時にも市町村災害対策本部に報告する。

【情報収集・報告】

● 連絡調整員は、避難準備または避難実施中においてもラジオ、テレビ、携帯端末等で原子力事故に関する情報(トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応)の収集を行う。

【応援要請】

● 応急物資員と避難誘導員は、入館者の避難に必要となる資機材(搬送用車両、 車いす、ストレッチャー)と人員を確認し、不足する分は市町村災害対策本部 に連絡調整員を通じて支援を要請する。

● 連絡調整員は、必要に応じて消防本部等に必要な人員と資機材の応援を要請する。

原子力災害対策チェックリスト

チェック項目	点検内容	点検日	点検日	点検日
役割分担	平常時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の行動手順を定めている。			
	職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保で			
	きない場合の対応を決めている。			
	自然災害との複合災害にも対応できる体制となって			
	いる。			
情報収集·	職員への緊急連絡網を定めている。			
伝達体制	市町村・関係機関への緊急連絡先一覧を作成してい			
	る。			
	市町村・関係機関への災害時伝達事項を定めている。			
	電話以外の連絡手段を確保している。			
	災害情報の収集方法をリストアップしている。			
	停電時・通信規制時における情報入手手段・連絡手			
	段を把握している。			
招集・参集	夜間・早朝、休日に招集・参集可能な職員を把握し			
	ている。			
	徒歩や自転車・バイクで参集することができる職員			
	を把握している。			
	職員の参集に要する時間を把握している。			
避難先	市町村が定める避難先を把握している。			
避難手段	避難手段を定めている。			
避難方法	避難(誘導)方法を定めている。			
備蓄	食料等の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	医薬品の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	生活物資の備蓄品・非常持出品リストを作成してい			
	る。			
	必要資機材の備蓄品・非常持出品リストを作成して			
	いる。			
	備蓄量は一定数の入館者及び職員分を含めて7日程			
	度を目安としている。			

	飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安として		
	いる。		
	備蓄品は1日に1人がどの程度使用するかを把握し		
	て備蓄量を決めている。		
	備蓄品は複数個所に分散して保管している。		
安全確認	施設設備、危険物の点検をしている。		
	施設内にどのような設備があるか把握している。		
	施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。		
	家具・ロッカーなどを金具で固定している。		
	ガラスの飛散防止措置を講じている。		
教育	施設内で職員への防災教育を実施している。		
	行政等が実施する研修会等に職員を参加させてい		
	ప .		
訓練	施設での避難訓練を実施している。		
	訓練は、複合災害、夜間・早朝、休日を想定してい		
	る。		
	地域での避難訓練に参加している。		
避難計画	避難計画を周知している。		
	避難計画は全職員が参画して見直している。		
地域連携	災害応援について自主防災組織等との間で取り決め		
	をしている。		
	自治会、町内会の行事に参加している。		

避難計画の作成や災害対策を実施するに当たっては、チェックリストに掲げている項目について、その内容が盛り込まれているか、十分に検討したかを点検するものとする。また、変更があった場合や不十分な点等を把握し、絶えず改善に努めるものとする。

用語解説

1 原子力災害対策重点区域

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)では、以下のとおりとしています。

- (1) 原子力施設を中心として概ね半径 5 kmまでの区域「PAZ」(即時避難区域: Precautionary Action Zone)
- (2) 原子力施設を中心として概ね半径 5 km~3 0 kmの区域 「UPZ」 (避難準備区域: Urgent Protective Planning Zone)
- (3) 原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km~5 0 kmの区域 「PPA」(屋内退避計画地域: Plume Protection Planning Area)
- (4) 上記1~3までの区域を除く新潟県内全域 放射線量監視地域

2 確定的影響

しきい線量(症状が現れるために必要となる放射線の最小吸収線量)を超えて 被ばくした場合に現れる影響のことをいいます。具体例として、急性放射線症、 不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがあります。

3 確率的影響

人が受けた放射線の量の増加にしたがって、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のことをいいます。具体例として、晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響などがあります。

4 防護措置

被ばくをできるだけ低減するために講じる措置のことをいいます。具体的には、 屋内退避、避難、安定ョウ素剤服用、飲食物摂取制限などがあります。

5 モニタリング

放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをいいます。

6 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない

が、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいいます。新潟県内で震度6以上の地震発生、新潟県内で大津波警報発令などとされています。

7 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生 じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備 を開始する必要がある段階のことをいいます。原災法第10条の通報すべき基準 をほぼ採用しています。

8 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が 生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅 速な防護措置を実施する必要がある段階のことをいいます。原災法第15条の原 子力緊急事態宣言の基準をほぼ採用しています。

9 屋内退避

窓や扉などの開口部を閉め、換気は止めて建物内部に留まることをいいます。 建物の遮へい効果による外部被ばくの低減と、窓等を閉めて建物の気密性を高め て屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減させます。木造建 物に比べて機密性が高く遮へい効果の優れたコンクリート製建物への退避は、被 ばく低減により効果があります。

10 避難

放射線又は放射性物質の影響のない場所へ移動することをいいます。プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避けることができます。

11 プルーム

大気中に放出された放射性物質が風下に向かって流れる雲状の一団のことをいいます。

12 複合災害

自然災害と原子力災害が同時又は前後して発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる現象のことをいいます。

13 避難行動要支援者

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む。)妊産婦、幼児など、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合の避難等に支援を要する者のことをいいます。

平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定 「原子力災害対策充実に向けた考え方」について

平成28年3月11日の第4回原子力関係閣僚会議において、平成27年7月の全国知事会の提言等※に応え、福島の教訓を踏まえ、原子力災害対策の充実に向け、特に重要と考えられる点について、政府の考え方を明らかにし、対応方針を示した。

【対応方針の概要】

- (1)地域防災計画・避難計画の内容の更なる具体化・充実化へ向けて取組を進めることを、政府を挙げて支援していくこと。
- (2)原子力防災に関する施策の検討や予算要求に際しては、事前に、全国知事会等と意見交換をするなど、自治体の意見を十分に踏まえることとすること。
- (3) 原子力災害対策の充実に向けた取組の中で、法改正でなければ対応できない課題が明らかになった場合には、必要な法改正について検討を行うこと。
- (4) 自治体が、大気中放射性物質の拡散計算の活用やUPZにおける安定ョウ素剤の事前配布等を行うにあたり、国は財政的な支援を行うこと。
 - ※ 危機管理・防災特別委員会「国の施策並びに予算に関する提案・要望(災害・国民保護関係)」 原子力発電対策特別委員会「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」

【H28.3.11原子力関係閣僚会議(第4回)】

議題:「原子力災害対策充実に向けた考え方(案)~福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える~」について

内閣官房長官が主宰し、原子力関係の閣僚及びその他関係者が出席

全国知事会からは、山田会長(京都府知事)及び泉田危機管理・防災特別委員会委員長 (新潟県知事)が出席

原子力関係閣僚会議の開催について

「平成25年12月13日 閣議口頭了解】

- 1. 責任あるエネルギー政策の構築を図るため、 特に、原子力政策に関する重要事項に関し、 関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合 的に検討することを目的として、原子力関係 閣僚会議(以下「会議」という)を開催する。
- 2. 会議の構成員は、外務大臣、文部科学大臣、

経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(原子力防 災)及び内閣官房長官とする。 会議には、必要 に応じ、その他関係者の出席を求めることがで きる。

- 3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
- 4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、 内閣官房において処理する。

1 知事会の提言等の主な内容

- (1) 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策などが未だ不明確であり、定期的な意見交換の機会を設け、自治体の意見を適切に反映すること。
- (2) 実効性のある防護対策のために、SPEEDI等の放射性物質の大気中拡散 予測に関する情報も活用し、住民の被ばくを避けるための具体的な活用方法を 明示すること。
- (3) 安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲については、PAZ (5km圏)の内外に関わらず必要な支援を行うこと。
- (4) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師等の確保・育成等について、十分な支援を行うこと。
- (5) 自衛隊などの実動組織の支援、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国の体制を明確にすること。
- (6) 高線量下における防災業務従事者を含む民間事業者等の被ばく限度や作業の方法に関連する法整備を図ること。
- (7) 高線量下において作業する要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統 や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。
- (8) UPZ (30km圏) 外における防護対策の実施方法について、事前対策も含め 指針に明記すること。
- (9) 自治体と国、事業者等の緊密な連携協力体制を、法的位置付けも含め早急に検討すること。
- (10) 原子力防災対策に要する経費について、UPZ (30km圏) 外での経費や人件費も含め、確実に財源措置すること。

2 原子力関係閣僚会議決定のポイント

政府は、原子力防災に関する施策の検討や予算要求に際しては、事前に、全国知事会等と意見交換をするなど、自治体の意見を十分に踏まえることとする。

さらに、法改正でなければ対応できない課題が明らかになった場合には、必要な法改正について検討を行う。

(1) 国と自治体の役割の明確化

① 国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合の対応について、 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部が、合同会議において意思決定を行 うなどの体制の下、矛盾した指示を出すことがないよう対処を行う。

(2) 大気中放射性物質の拡散計算の活用

- ① 自治体は、地域の実情にあった大気中放射性物質の拡散計算を保有することが可能。国は、財政的な支援を行う。
- ② 国は、自治体が自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

(3) 安定ヨウ素剤の配布について

- ① UPZ (30km圏) においても、緊急時に配布することが困難な地域に関しては、自治体の判断で事前配布を行うことができる。国は、財政的な措置も含め支援する。
- ② 3歳未満児が服用可能な安定ョウ素剤については、薬事承認申請が行われた後、速やかに審査を行う。

(4) 実動組織の協力

- ① 国は、実動組織(警察、消防、海上保安部署、自衛隊)の参加を含め、原子力災害に責任をもって対処する。
- ② 緊急時は、各実動組織の部隊の長のうち定められた者が、自治体と連携しつつ臨機応変に調整し、対応する。

(5) 民間事業者、国・自治体職員の協力

- ① 国は、協定等で定めておくべき内容をマニュアル等において明示するとと もに、自治体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。
- ② 国は、ICRP勧告の基準等を受けてこれまで締結された協定が前提とした目安を参考にして被ばく線量の管理の目安を設定した上で、その範囲内での要員の線量管理の方法や防護に必要な資機材の整備等について、考え方を明示する。

(6) 原子力事業者の責務と具体的な対応

① 原子力事業者は、住民避難を含む被災者支援のため、被災者支援活動チームを組成し、必要な装備・資機材を整備する。

市町村における避難計画の策定状況

[PAZ]

- 柏 崎 市:「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」を平成27 年12月に修正
- 刈 羽 村:「原子力災害 避難するための行動指針と避難計画」を 平成26年10月に策定

[UPZ]

- 長 岡 市:「原子力災害に備えた避難計画」を平成27年12月に 策定
- 小千谷市:「原子力災害に備えた小千谷市広域避難計画 (Ver.1)」 を平成28年1月に策定
- 十日町市:「原子力災害に備えた避難計画」を平成28年3月に 策定
- 見 附 市:「原子力災害に備えた屋内退避・避難計画(初版)」を平成28年3月に策定
- 燕 市:避難計画案を平成28年2月に提示、近日中にも策定予 定
- 上 越 市:「原子力災害に備えた屋内退避・避難計画(初版)」を平成27年9月に策定
- 出雲崎町:「原子力災害に備えた屋内退避・避難計画 (Ver. 1)」を 平成27年12月に策定